

大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

～ピンチをチャンスに。大学・高専の遠隔授業の推進～

【概要】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、高等教育機関（大学・高専）は、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境整備が必須。
- これは、人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備に繋がるもの。

【施策】

■ 施策1 遠隔授業の実施に係るルールの特典化

- ✓ 学生の学修機会を確保しつつ、教室に日常的に長時間集まることによる感染リスクに対応するため、これまで必ずしも法令上明確ではなかった、以下のルールを明確化。（3月24日局長通知、4月1日Q&A事務連絡）

- ・同時双方向型の遠隔授業を自宅等において受講することは可能
- ・遠隔授業により修得できる単位数は60単位が上限であるが、授業の一部が遠隔授業で、主として対面授業により修得した単位と認める場合には、上限への算入は不要

<遠隔授業の例>

例1：テレビ会議システムを用いた遠隔授業【遠隔の双方向授業】

→学生は自宅に居ながら教員・学生との双方向のやりとりが可能

例2：オンライン教材（MOOCなど）を用いた遠隔授業【オンデマンド授業】

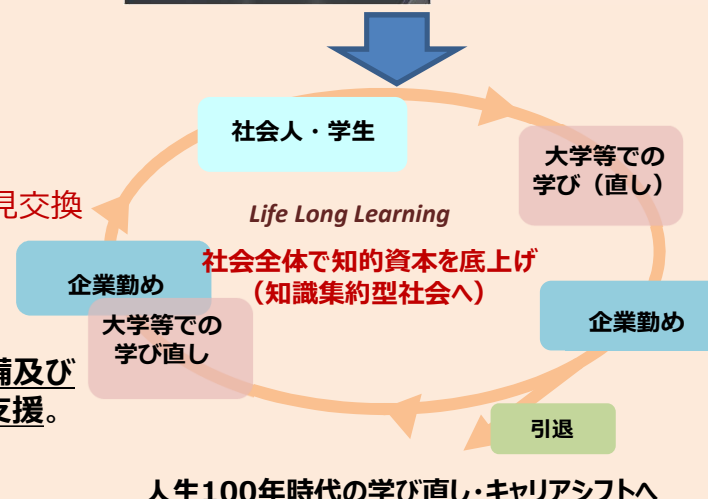
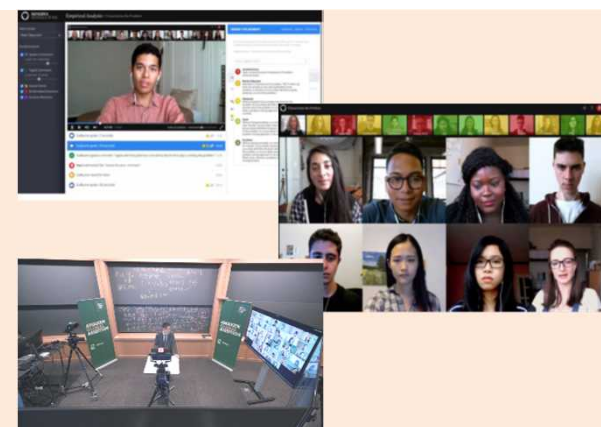
→スライド資料や動画で学びつつ、Web上で課題提出・フィードバック・意見交換

■ 施策2 遠隔授業のための環境整備支援【補正予算関係】

- ✓ 大学・高専で遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び支援体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を支援。

<必要な支援例>

遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備、カメラ・音声機器、モバイル通信装置、機器・ソフトウェアのトラブル対応や授業支援のための専門的人材（TA等）の配置、等



大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

～ピンチをチャンスに、大学・高専の遠隔授業の推進～

【施策】

■ 施策3 教育の情報化に対応した著作権法改正の早期施行

- ✓ 平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、4月中に早期施行。
- ✓ 学校の授業における資料のインターネット送信については、従来は個別の許諾が必要であったところ、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に利用することが可能に。
- ✓ 権利者団体は、令和2年度に限って、補償金額を特例的に「無償」として申請することを決定。

■ 施策4 学生の学習に係る通信環境の確保

- ✓ 総務省より通信事業者に対し、学生の学修に係る通信環境を確保するため、学生の通信料負担の軽減を要請。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが期間限定でデータ通信料の一部無償化を発表。（4月3日）
- ✓ 文部科学省は大学・高専に対し、遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等（オンライン教材の低容量化、ダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定、学習目的での利用に限るよう学生への周知徹底、など）について通知。（4月6日局長通知）

■ 施策5 優れた教育取組の試行・全国展開

- ✓ 遠隔授業も含め、デジタル技術等を活用した特色ある優れた教育取組のアイデアを、大学教員と民間（Edtechスタートアップ等）が協働で、「授業」の教育現場で実践、試行錯誤、実装・全国展開していく取組みを、今後、開始予定。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（抄）【令和2年4月7日閣議決定】

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

（前略）遠隔教育に関しては、・・・学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための**授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。**また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

- 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（文部科学省）
- 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、**休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、**以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（1）～（2） 略

（3）遠隔授業における単位取得数の制限緩和

（中略）大学も同様に、単位数が124単位中60単位までとの制限がある。これらの**遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。**

（4） 略

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする改正著作権法は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

大学・高専における遠隔授業の活用に関する検討状況

多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）の活用については、調査の時点において、約4割の大学等で実施する方針となっています。また、約4割の大学等では検討が進められており、遠隔授業の活用について積極的な傾向が伺えます。

	遠隔授業を実施する	検討中	実施予定はない
国立大学	65.8%	34.1%	0.0%
公立大学	28.7%	62.1%	9.1%
私立大学	35.9%	45.3%	18.7%
高等専門学校	18.6%	60.4%	20.9%
(全体)	37.5%	46.3%	16.0%

(※) 表中の割合は、回答があった全国の学校数を母数として集計している。

※令和2年4月7日文部科学省報道発表資料より

※大学、短期大学及び高等専門学校における検討状況（4月6日16時00分時点）を文部科学省で取りまとめたもの

【概要】

（文部科学省所管）

（背景・課題）

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校・専修学校において感染リスクが拡大している状況。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

（対応）

- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

（効果）

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

① 遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

② 遠隔授業を行うための機材整備

大学等側 ：カメラ・音声機器等

学生側 ：モバイル通信装置

③ 遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

（機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（T A等）の配置など）

<遠隔授業システムイメージ例>

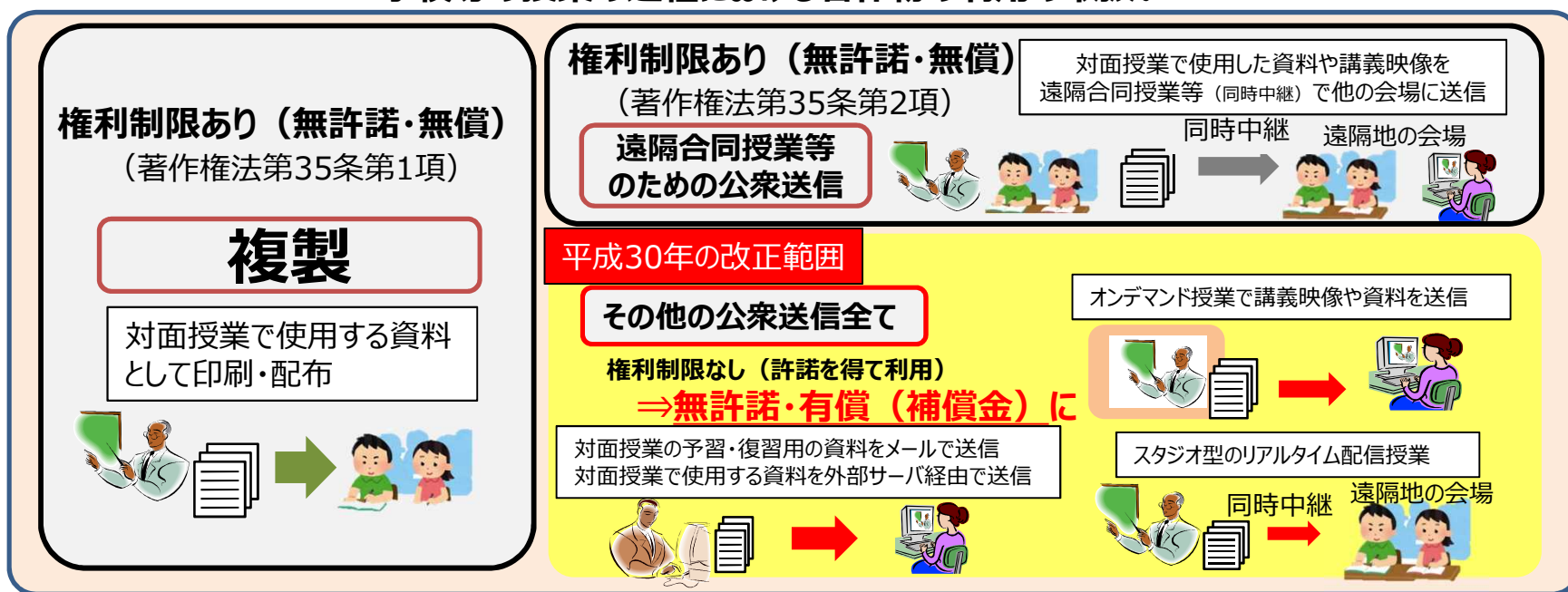


（名古屋商科大学）

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要 (授業目的公衆送信補償金制度の早期施行)

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（令和3年5月24日）までに施行とされている）。
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的補償金等管理協会（SARTRAS）を指定
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 **新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて施行する方向（令和2年4月中）**。
SARTRASにおいて、**令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償として申請**することが決定。

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要 (授業目的公衆送信補償金制度の早期施行)

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



2020年4月6日

「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」での認可申請について

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会

理事長 土肥一史

日頃、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、本協会）の業務にご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度本協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンラインでの遠隔授業等で著作物が教材として円滑に利用できるよう、2020年度に限った特例として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金額を「無償」として文化庁長官に認可申請することを決定しました。認可申請は、教育機関設置者の団体の意見聴取を経て、4月中旬にも行う見通しです。

2018年5月公布の改正著作権法で定められた「授業目的公衆送信補償金制度」により、教育機関が授業の過程で著作物を教材に利用する場合、著作権者の許諾を得ることなく、メールで送信したり、サーバーにアップロードしたりすることが可能になります。ただ、その代わりに、教育機関設置者は、文化庁長官が法律に基づいて指定する唯一の指定管理団体である本協会に一定額の「補償金」（金額は文化庁長官の認可事項）を支払うことが必要となります（制度の詳細は、添付資料を参照）。

(後略)

※令和2年4月6日 (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)報道発表資料より
<https://sartras.or.jp/archives/20200406/>

学生の学習に係る通信環境の確保

- 4月3日、総務省より通信事業者に対し、学生の通信料負担の軽減を要請
- 同日、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが期間限定でデータ通信料の一部無償化を発表

令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する要請

総務省は、本日、電気通信事業者関連4団体に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保について要請を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応し、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をすることが必要となっていますが、学生等の自宅等の通信環境によっては携帯電話の通信容量制限等により学習を行うことが困難な場合も想定されます。

このような状況を踏まえ、総務省では、電気通信事業者関連4団体((一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟及び(一社)日本インターネットプロバイダー協会)に対し、各団体の会員各社において、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をするための通信環境の確保に関し、携帯電話の通信容量制限等について、柔軟な措置を講ずること、及びその講ずることとした措置について、利用者等に対し広く周知するとともに、インターネットの適切な利用についての啓発を更に強化するよう努めることについて要請を行いました。

各団体への要請の内容は、[別添](#)を御覧ください。

※令和2年4月3日総務省報道発表資料より、赤字追記

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000630.html

- NTTドコモ 発表資料 : https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/200403_00.html
- KDDI 発表資料 : <https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/04/03/4364.html>
- ソフトバンク 発表資料 : https://www.softbank.jp/corp/news/info/2020/20200403_01/

学生の学習に係る通信環境の確保

- 総務省、通信事業者の発表を踏まえ、4月6日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等について通知。

1. 学生の通信環境等への配慮等について

- (1) 遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は面接授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。

なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。

学生の学習に係る通信環境の確保

- 総務省、通信事業者の発表を踏まえ、4月6日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等について通知。

(2) 十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。教室やPCルーム等を開放する場合には、4月1日付高等教育局長通知「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた通信サービスについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境の確保に関し、総務省から電気通信事業者関係団体に4月3日付で要請が行われ、それを受け、複数の電気通信事業者においては、携帯電話の通信容量制限等について特別な通信サービスの提供を公表しているところ、学生が遠隔授業の受講に当たってこうしたサービスを活用することが想定されます。

当該サービスは、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、大学等の遠隔授業における学生の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各大学等においては、当該サービスの趣旨について、HPへの掲載や学生へのメール連絡等により学生に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組をお願いします。

(参考資料)

新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の事例

名古屋商科大学／大学院

【授業開始】 繰り下げず、例年通り開始

【期間】 2020年度春学期Term1（4～5月）

【対象】 **すべての教室授業**（300講座）

※ケースを使用した討議授業、教科書を使用した講義授業、ネイティブ教員との語学授業を実施

【方法】 **同時双方向型**（**ウェブ会議サービス**を使用）

※2018年よりオンラインを活用した討論型ケース授業を通じてノウハウを蓄積

【備考】 従来より、ノートパソコンを学部新生全員に無償譲渡。



国際教養大学（AIU）

【授業開始】 4月9日開始を、4月20日開始に繰り下げ

【期間】 2020年度春学期（4～7月）

【対象】 **すべての授業**（約300講座）

※**実技を伴う授業についても、原則遠隔授業**で対応。

【方法】 **同時双方向型**（**ウェブ会議サービス**等を使用）を基本とし、**オンデマンド型**（学内オンライン学習システム上に授業動画やスライド資料を掲載）も並行して実施。

【備考】 世界各地の200大学と提携して交換留学生を受け入れており、約8割の学生がキャンパス内の寮・宿舎等で暮らすことから、**キャンパスを原則立入禁止**とし、自宅で受講できる遠隔授業を導入。これを機に、海外提携大学との連携拡大・強化を図る。

東京工業大学

【期間】 2020年度第1Q(クォーター)（4～5月）

※授業開始日について検討中。

※状況次第では、第2Qも同様の対応となる可能性有

【対象】 **実技をともしない授業**

※実験・実習など**実技をともしない授業は原則として第1Qには開講せず**、第2Qもしくは夏季休暇期間中に開講予定。

【方法】 **同時双方向型**

（**ウェブ会議サービス**を使用）

※令和2年3月27日時点

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について

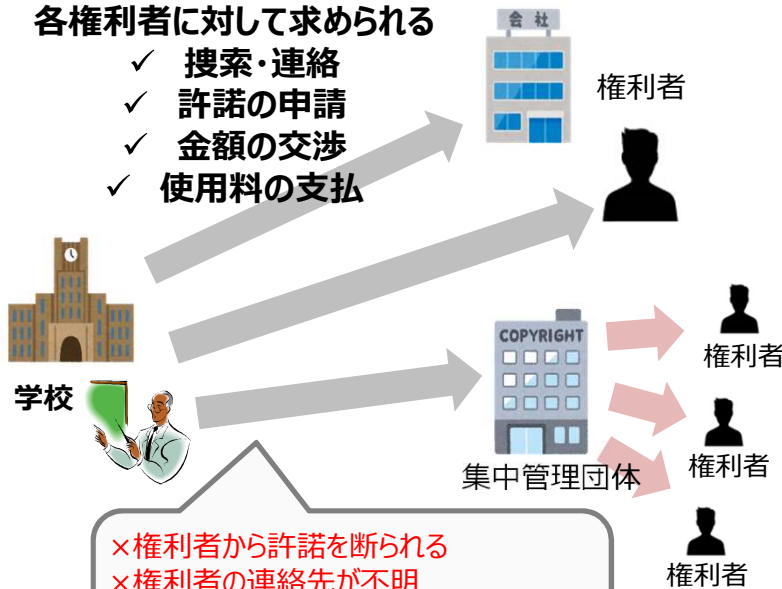
学校等の授業の過程における、**遠隔合同授業等以外の公衆送信**により著作物を利用する場合

改正前

著作物毎に、利用の都度許諾を得ること
対価を支払うことが必要

各権利者に対して求められる

- ✓ 検索・連絡
- ✓ 許諾の申請
- ✓ 金額の交渉
- ✓ 使用料の支払



- × 権利者から許諾を断られる
- × 権利者の連絡先が不明
- × 集中管理されていない権利者が多い
- × 手続きが煩雑で授業に間に合わない

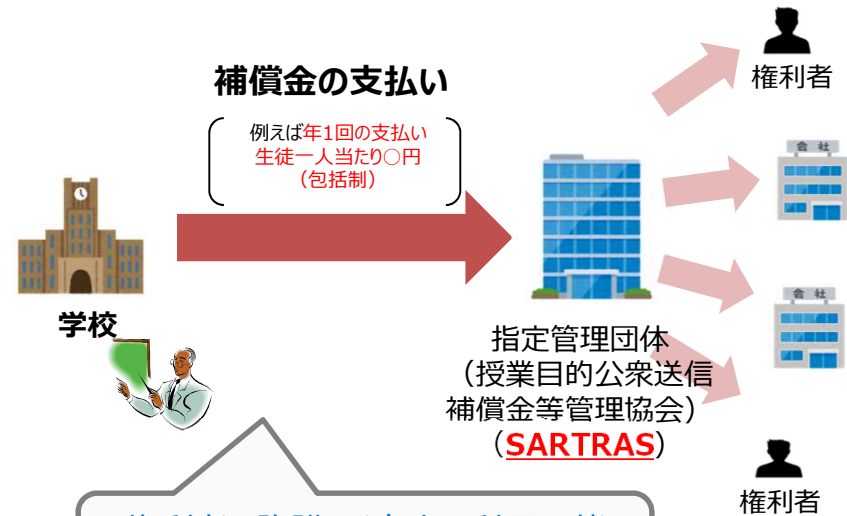
改正後

権利制限により、ワンストップの窓口にて
一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取
を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。

補償金の支払い

〔 例えば年1回の支払い
生徒一人当たり〇円
(包括制) 〕



- 権利者に許諾なく自由に利用可能
- 簡便かつ迅速な手続きで利用可能